日行連発第７１９号
平成２６年１０月６日

各単位会長　殿

日本行政書士会連合会
会　長　北山　孝次
総務部
部　長　末廣　元孝

本会の会館移転に係る職務上請求書に記載の連絡先変更の対応について（お願い）

本会の会館移転につきましては、【平成26年9月18日付・日行連発第651号】にてご案内申し上げておりますが、本移転に伴い、現行様式の職務上請求書（以下「現行様式」という。）に記載の本会の電話番号も変更となります。

しかしながら、現行様式は使用期限が設けられておらず、有償にて会員が購入・使用している現状を鑑み、10月14日以降の現行様式を使用する場合は、現に記載の電話番号を訂正・追記して使用する等の下記の取扱いで引き続き使用する旨を、住民基本台帳法を所管する総務省自治行政局住民制度課、戸籍法を所管する法務省民事局民事第一課宛に周知しておりますので、貴会におかれましては、当該都道府県内の都道府県市区町村担当課及び法務局に対し**別紙①～③の文書**をお渡しいただき、周知対応を図るようお願い申し上げます。

また、所属会員に対しても、別添「訂正見本」のとおり、使用する際に会員自身が訂正・追記したうえで使用するよう周知のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本件については、「本会ホームページ」及び「月刊日本行政」でも掲載し周知を図る予定であることを申し添えます。

記

【職務上請求書の取扱いについて】

＜現行様式＞
10月14日（火）以降に使用する際は、**会員自身が請求用紙に記載の旧電話番号（03-3476-0031）を二重線で訂正し、訂正印（職印）を押印したうえで、余白に新電話番号（03-6435-7330）を追記して使用する。（※別紙③参照）**

＜単位会保管分＞
訂正・追記は購入した会員自身が行うこととし、単位会としては特段の対応を要せず、現状のままで販売する。

＜次年度（平成27年度）以降の様式＞
新電話番号を記載して作成・頒布する。

＜その他＞
本会の現電話番号の回線も一回線残し、各市町村窓口担当者等から連絡が入った場合は、新電話番号をアナウンスする音声案内を行う。（2年程度の運用を予定。）

＜別紙＞※持参いただく文書
①「本会の会館移転に係る行政書士用職務上請求書に記載の連絡先変更の対応について（お願い）」（各都道府県市区町村担当課宛　日行連発第７１７号・平成２６年１０月６日付）
②「本会の会館移転に係る行政書士用職務上請求書に記載の連絡先変更の対応について（お願い）」（**法務局・各地方法務局宛**　日行連発第７１８号・平成２６年１０月６日付）
③「現行様式を使用する場合の訂正見本」

＜参考＞
①「本会の会館移転に係る行政書士用職務上請求書に記載の連絡先変更の対応について（お願い）」（総務省自治行政局住民制度課長 日行連発第７１５号・平成２６年１０月６日）
②「本会の会館移転に係る行政書士用職務上請求書に記載の連絡先変更の対応について（お願い）」（**法務省民事局民事第一課宛**日行連発第７１６号・平成２６年１０月６日）

以上

訂正見本

様式第１号（第２条第２項関係）

<原紙>

No. ＊＊－＊＊＊＊＊＊＊

戸 籍 謄 本（戸籍法第 10 条の 2 第 3 項）
住民票の写し（住民基本台帳法第 12 条の 3 第 2 項）

等職務上請求書

長 殿

平成　　年　　月　　日

請 求 の 種 別	□戸籍　□除籍　□原戸籍 □住民票　□除票　□戸籍の附票 □住民票記載事項証明書	謄 本 ・ 抄 本 の写し	通
本籍 ・ 住所　(1)			
筆頭者の氏名 世帯主の氏名　(2)			
請求に係る者 の氏名・範囲　(3)	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏 名 年　月　日生	範 囲	
住民基本台帳法第 12 条の 3 第 7 項による基礎証明事項以外の事項　(4)	□世帯主　□世帯主の氏名及び世帯主との続柄　□本籍又は国籍・地域 □その他（　　）		
利 用 目 的 の 種 別	請求に際し明らかにしなければならない事項		
戸籍法第 10 条の 2 第 1 項等、住民基本台帳法第 12 条の 3 第 1 項等による業務を遂行するために必要な場合　(5)	業務の種類： 依頼者の氏名又は名称： 依頼者について該当する事由 □権利行使又は義務履行　□国等に提出　□その他正当な理由 上記に該当する具体的事由：		
提出先又は提出先がない場合の処理　(6)			
請 求 者　(7) 事務所所在地 事 務 所 名 行政書士氏名	行政書士会所属 職印		
登 録 番 号 及び電話番号　(8)	登録番号 第　　号	電話番号 －　　－	
補 助 者 事務所所在地 氏　　名	印		

マーク

日本行政書士会連合会統一用紙

~~０３（３４７６）００３１~~

０３（６４３５）７３３０

職印